

第十三回 参議院農林委員會會議錄第四十七号

昭和二十七年六月六日(金曜日)午後一時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長

羽生 三七君

理事

西山 亀七君

加賀 操君

山崎 恒君

岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君

北村 一男君

滝井治三郎君

白渡彌米吉君

宮本 邦彦君

飯島連次郎君

片柳 眞吉君

島村 軍次君

三浦 辰雄君

小林 孝平君

三橋八次郎君

小林 亦治君

松永 義雄君

駒井 藤平君

國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員

農林省農政局長 小倉 武一君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君

常任委員 會田 吉雄君

常任委員 會田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○農業災害補償の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員會を開会いたします。

本日は農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案、並びに農業共済保險法案、三案を議題といたします。

前日に引続いてのお質問のありかたは、この際御発言願います。

○岡村文四郎君 御質問をしてみたいと思つておるが、昨日いへば、何かの委員から御質問をされて御答弁になつておりますが、この現在でいては二十八億という不足金は、実際に農業災害保險によつてできたものだところ、断定することが非常に困難だと私は聞いて、そこでこの金額は補助金の不足によつて、不足金として生れて来ておるのか、又いへば、その不足金が入つて来て不足となつておるのか。それを先ずお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 二十八億の不足金は、これはお尋ねの趣旨はわからなないこともないのですが、組合の事業經營が非常にうまくないということの結果、出て来たものかどうかという御懸念だと思ひますが、それはいへば純粹の理論上と申しますかの不足金に

お考えになつていい筋だと思ひます。

○岡村文四郎君 そうなりますと、それはあととは別として五六年間の経験時代でしつかり標準が掴めない時代にやつておるものでありますから、これはどうしても政府が一応これを始末する責任があるということになると思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(小倉武一君) 補償制度が実施されてから相当になりますので、この辺でこの不足金の処理を当然考へるべきではないかという御趣旨の御尤もな点があると思ひます。併し農業災害のこのバランスと申しますのは五年、十年ということではなく、バランスがとれないということとを一方考へてみますと、今ここで必ずしも不足金の処理をする必要はないではないかというふうな私どもは考へておるのであります。政府がそれをまあ時期はいずれにいたしまして、そういう不足金を処理いたします場合に、政府がそれを処理すべきだということにございしますが、その点はこれは政府の自由という意味合いでございしますが、勿論これは政府が責任を以て処理すべきこととございしますが、全部それはいわば國庫負担で以て処理すべきかどうかという点については、これはなお私ども結論を得ておりません。従いまし

ていつのときにか不足金を全面的に処理いたします場合に、全額それは國庫が持つのだというところは、必ずしも今ここで約束するわけには勿論参りませんが、できないのでございしますが、

そういう私どもは少くとも考えかたを考慮に入れまして、不足金があれば原因もいろいろ研究いたしまして、できるならば御趣旨のようなふうに行きたいと、かように考へております。

○岡村文四郎君 御答弁の趣旨はわかりますが、私は今度いへば前と違つた自信を持ち、時期によつては不足ができる段階に来ておりますから、二十八億全額がそうであるかないか、ちよつと統計のほうにも疑義があるようですが、それをなるべく早く取捨選択し、調査を行なつて、そうして今までのものは當然政府が一刻も早く始末をして、當然災害補償法に基づく災害であつたといふものは処理するんでないかと、これを長く続けられ続けるほど、いへば、このものが出来て来はしないか。そこで問題は今度保險金が入つて参りますと、それをとりますから、そうするとそれはなんぼになるかしらんがなかりましう。とつただけはまた難題すると、同じようなことが出て来ていふことになる。すなわち今年はそのでないと思ふのです。ですからこの際、今拂つたのは金があつて拂つたのか、あつて拂つたのでなくて、今拂うべきでないものを支拂うんですから、今度の支拂時分になつたらないのです。ですからそれを区切りをつけておすことが何よりも責任であつて、そうなくてはならぬと思ふのですが、それは御答弁願わなくてもいいのですが、是非そういうふうに行うという支出をするように進めてもらひますことが共済保險の非常に經營者も楽になるでしうし、しつかりして綺麗になると思ひますから、その方面に全力を注いで始末してもらふことをお願い申上げた

い。

○松永義雄君 私ども漏れ聞くとこによりますと、昨年十一月に共済連合に對して國警より捜査の指令が出てゐるということなのですが、そういうことはあつたのでしうか。

○政府委員(小倉武一君) そういう情報は私どもも聞いております。併し正確にそういう指令が出ておるかどうか、まあ私どもよく知りませんですが、そういうこともございしますし、私どもも連合會の経営という点については十分監視をするつもりでおります。只今お尋ねの点については眞實のほどは私どもわかりかねるのでありますが、そういう話を聞いたことがございします。

○松永義雄君 従つてそれからこの議論を延ばして行きますと非常に時間がかかりますし、私としましては法案の進行如何にかかわらず貸借対照表を請求して、そうして頂いたわけでありま

す。埼玉県にはそういうことはいないというお話でございしますが、そういうこととあるのですから、いへば農民のほうへ迷惑をかけては気の毒です。歸するところは農民の迷惑のかからないようによろしくお願いいたしたい、こういうのが希望であります。

○岡村文四郎君 実は私は非常に強い

情念を持つておりますために、随分強く主張したつもりでございますが、各委員が非常に御心配になつて何らかの主張も聴取されまして、これを円満にやつて行きたいという協力、努力をされておられることはよくわかりました。私は非常に感謝しております。

そこで政府当局のお考えは我々委員のほうで考えておりますように、例えば第一回配付預金を年度内で支拂つて、そのあとをどうなるかはこれはなかなか問題でございますが、申入書に書いてはございまして、その運用については実際にやる、今度でございます法人に對して農林省のほうで十分その意思を生かしてもらうような誠意がないと、ただここに申入れをしてもこれは違う法人ができませんから、大臣そのものがやるのではないので、その経営を任すわけには参りません。それで常にそういう御指導をしてもらわんと、折角のお骨折は効をなさんと思ひます。政府はそれをどう考えておられるかお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 只今の基金の連合会乃至農家側の増資のことについてのお話でございますが、今後増資といつた場合が起ります場合に、その増資分についてはこれは政府が全面的に出資するという御趣旨であるように存じますが、そういう御趣旨でありますことは誠に我々も同感でございますし、そういうことが若しおきまりになりますれば、誠意を以てそういうことに努力したいと思つております。

○岡村文四郎君 法律には五年と農業者側の趣旨はきまつておりましたが、今度の修正案の趣旨は無期限でございます。そうしますと事業を執行いたし

ます場合におきましては、非常にお困りになると思ひますが、それは政府資金が入つて来て、そうしてそういうときに資金に事欠かぬようになればそれでいいわけで、いいことになると思ひます。で、法律を立てる側から言つて非常に困るきめかたで、無期限ですから、何年かかるかわからんという恰好になりますから、ただ拂込金は一億円を超えない範囲ということでありまして、まあこれだけに五年かかる、二十年かかる、こういうことも考えられる。それでそういうことで本当に他の預金部資金なり何なりを繰入れて遺憾のないように、今までのような不足金が生じても決して保険金の支拂に迷惑のかからんようにやつてもらへる意思はあると思うのですが、おありかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(羽生三七君) 速記を始め

て。
質疑も大体終つたようでありますので、これより農業災害補償法の一部を改正する法律案その他兩案の討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) それでは最初に先ず農業災害補償法の一部を改正する法律案について討論を行います。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○島村重次君 私はこの一部を改正する法律案については、左の希望を附して原案に賛成するものであります。災害補償法については相当強いいろ

いろな角度からの論議もあることは御承知の通りであります。要は農家の負担を軽減することがその主体でなければならぬのであります。将来この制度の処理にあたりましては相当の抜本的な基本対策が講ぜられるべきものと思ひます。さうな考えかたから、更に本制度につきましては根本的にこれを検討を加えるということに第一に希望いたし、第二には、かねて論議の中心になつておりました任意調査につきまして農協との調整に關して政府はこの際速かに調整の方法を講じ、而して末端の農家の混乱を防止することに全幅の努力をしてもらいたと、かような考えを持つておるのであります。二つの希望を附して本案に賛成するものであります。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もなければ討論は終局したものと認め、本案の採決を行いたいと思ひます。
農業災害補償法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り賛成のかたの御起立を願ひます。
〔賛成者起立〕

○委員長(羽生三七君) 多数でございます。従つて本案は多数を以て議決せられました。

○委員長(羽生三七君) 次に農業災害補償法臨時特例法案の討論を行います。本案につきまして、御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

格別御発言もないようでありますから、これより採決を行います。本案を衆議院送付案通り賛成のかたの御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。従つて本案は全会一致を以て可決せられました。

○委員長(羽生三七君) 次に農業共済基金法案の討論に入りたいと思ひます。この際御意見のおありのかた並びに修正意見等がございましたら、討論中にお述べを願ひたいと思ひます。
○島村重次君 私は本案につきまして討論に入る前に、この基金法の運用に關して次の申入れをいたしたいと思ひます。
第一は「今後農業共済基金の資本金の増加に努め、しかして増資は政府の出資の増加を以てこれに充て、會員の出資の増加はこれを避けること。
なお、資本金の増額に至る過程における連合会の事業不足金に對しては政府において遺憾なく融資の措置を講ずること」

第二に「會員出資金の拂込並びに農業共済組合及び組合員の出金金の徴収については農家の経済及び災害の状況等を勘案して拂込又はきよ出の時期及び金額を斟酌し、農家経済に困難を強いる結果を招来しないよう適當なる措置を講ずること」

以上の申入れをいたし、この申入れを速かに政府において実現するように取計らつてもらいたいという強い希望を持つておりますが、討論に入る前にこの問題に對する大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 只今の島村委員からの御発言は、農業共済基金法案の討論採決に入る前に、當農林委員の名前を以て農林大臣に只今島村委員

から御発言になつた趣旨に基き申入れをして、大臣から回答を得たいとのお発言であります。當農林委員の名前を以て今島村委員の御発言の趣旨に副つて農林大臣に申入れをすることを御決定になつていいですか。

○委員長(羽生三七君) それでは農林委員会の総意を以て、只今の申入れが行われたものと御了解いたしました。農林大臣からこの際御回答を受けたいと思ひます。
○國務大臣(廣川弘禪君) 本委員会の名によつて申入れをされました農業共済基金に關する資本の問題、それから第二の災害の状況等を勘案して直ちに輸出の時期、金額等を斟酌して、農家に経済的困難を來たさないようにしろといふことでございます。それは昨日の答弁におきまして政府の氣持を率直に申述べておいた通りでありまして、今後増資する場合、これは必ず政府の増資をまつようにし、會員の出資の低減を図るようにはいたしません。なお資本金の増額に至るまでの過程における連合会の基金の運営については、別途考慮をいたしたいと、こう考えておるわけ

です。
又第二の農家経済に對して困難を來たさないようにしろといふこの申入れでございますが、これも御趣旨の通り運用において十分我々は努力をいたし、まして、本委員会の期待に副うように努力をいたす考えであります。

○委員長(羽生三七君) それでは大臣の御回答もありましたので、これより御意見のおありのかたは討論に入つて頂きます。

○島村重次君 只今上程になりました

農業共済基金法案に對しまして、修正の發議者を代表して修正の動議を提出いたします。先ず修正案を朗讀いたします。

案 農業共済基金法案に對する修正

農業共済基金法の一部を次のように修正する。

第十五條第三項中「五年以内に出資の拂込」を、「出資の拂込」に改め、同條第四項を次のように改める。

前項の規定による拂込は、分割の方法によつてするものとし、第一回の拂込は、拂込金の總額が一億圓をこえない範圍内においてするものとする。

以上であります。

簡単に修正の理由を説明いたします。農業災害補償制度に關する既往の経験に鑑みまして、今後本制度の健全なる運営を図りますためには、農業共済組合連合会の保険金の支拂に必要な資金の供給を円滑にすることが第一條件であると思ふのであります。

而してこの資金は農業災害補償制度の性格に照らしまして、その必要な金額を國において融通すべきものと考へられるのであります。併しながら今回別途農業災害補償法に基く出納の掛金率の改訂を理由に現在安全割増として農家の負担に歸していた掛金を停止するに至つた事情をも考へ、且つ又農業共済組合連合会はその基金の受託者であるといふ点から見ても、本基金法案が規定するように連合会が出資金の一部分を負担することは忍びがたきを忍ぶことでありまして、又この際止むを得ないことと考へられるのであります。

ります。併しながら出資金の拂込につきましてはその金額及び時期等に関しまして、農家経済に即応して極力弾力性を持たして、いやくも農家の経済に困難を強いるような結果を招來することを嚴に避けなければならぬと考へるのであります。

従ひまして拂込期限や第一回の拂込總額の最低額を法律で規定することを取止めて、定款に委ねて基金自身が自主的な判断の下に適正な措置を講ずることにすることが適當と認めまして、ここに本修正案を提出する次第であります。

○小林亦治君 念のために伺つておくのですが、本日中という申入なんです、これは大臣に申入れて御快諾を得たので、その限りにおいては安心なんですけれども、この括弧一と二はいずの大臣に申入れるという事はこれはあべこべな話でちよつと變に感ずるのであります。括弧一の第二項なんです。資本金の増額に到る過程における連合会の不足金云々、これのみはこれは大臣に大いに御努力を願ひ、御心配を煩わさなければならぬと思ふのであります。やはりこれも財政事項であるだけにこれ又農林大臣お一人ではこれは困難だらうと思ふのであります。どうかその辺を財政當局と十分力のある御折衝を願つて、大蔵省が言ふことを聞かなかつたからしうがなといふようなことがないやうに一つ御努力を願ひたい。農林委員からも申された通り是非誠意を持つてこの運用に當つて頂きたい、將來まあこの申入れががやうな立法を求めて來ないやうにという駄目を押したのが、この申入

れの括弧一であり二でありますから、どうかこゝういふお膳立を將來ならぬやうに、この趣旨が通るやうに御善處を願ひたいと思ひます。以上の條件を附しまして本案に賛成します。

○岡村文四郎君 只今上程されております農業共済基金法案に對しましては終始一貫反對の態度をとつて参りました。そこで各委員のかたへ、が非常に御心配になつて、何とかこれを円滑にしようといふ御努力を願ひましたことはよくわかつております。そこで私は信念は絶対曲げておりませんので、これに對する懸念、痛心も持つておりますが、岡村議員として同僚のお骨折に對して賛成をするものであります。そこで問題は二十二年に農業災害補償法を制定いたしました時分に、口角泡を飛ばして議論をしたものでございまして、それは保険法がございまして、國の責任は何にもないというので、丁度食糧が非常に大事な時期になりましたから、國がそれを取上げて補償をする意味において制定されたのが災害補償法なのであります。そこで第一條に謳つておりますことを政府自体が真直ぐに実行してくるならば、何にもこの基金法案なるものは出て來る必要はないのであります。私に言わしめましますと、農林省自体の甚だ無氣力、怠慢を農家に転嫁をして、こゝう言わざるを得ないと思つております。そこできて來たものは止むを得ませんし、多數の委員のかたへは御賛成のやうであります。私は信念から農業者の不為になりますやうなことは絶対に賛成をしないといふ原則を持つております。併しながらさういふ原則を持つておりまして、同僚各位の非常な

御努力で何とかこの案をスムーズに上げるやうに、前申しましたやうに賛成をいたしますが、是非とも政府のほうでは農業災害補償法が何のために一体できてゐるのか、ただ生えただけではないのか、これを心配すると、今度の農業共済基金法も同じやうな御心配があるわけでありまして、そこでいろいろ議論をいたしましてやつておりまして、私はこれは無駄だ、こゝういふ感じを持つております、と言いますことは、御承知のやうに第一條さえ読めばそれで十分わかりました。これまでも何もう文句はないので、これさえ真直ぐに実行するならば此言はございせんが、但し五年間という年間のうち、やつたことのない仕事をやつておりますから基礎は揃められない、その後になつて改正をしてしつかりしたものにしようといふことは法のもう制定した當時からさうでございまして、そこでその間のことは止むを得ませんが、それによつて行けないといふやうな政府の考へでは、又同じやうに徳川時代におと戻りをする傾向があると言わざるを得ないのであります。そこで問題は是非今後さういふことのないやうに、まず一戰争前の明治三十三年から戰争前までに、農業者を援助し引立つて行かなければならぬ事業であるといふことを認識になつて、強く進んでまいりますことを御希望申し上げます。

して行けば何にも不足はないと思ひます。そこで問題は、我々百姓は徳川時代から生かさんやうに殺さんやうにといふことをやつて來たのでございせんが、明治三十三年に、明治陛下が非常な御心配になりまして、それから農業は取上げられ、だん／＼経済的の援助を受けて立つて來たのでございまして、ところが戰争が始まつて、さうしてその後さういふことはなくなり、占領國になつてから、外國の占領國でございまして、今までの経済援助は殆んど農業土地改良事業の或る一部より認められないうで來たものでございまして、獨立國になりまして、これから前のように何とか又農業といふものは見ても見なければ成立たない事業であると考えております。矢先に、こゝういふ農業基金法案といふ、まるでさかさまな、金銭の大小にはかわからず、百姓から出資をさして、さうして政府が、それを出さなければやつて行けないといふやうな政府の考へでは、又同じやうに徳川時代におと戻りをする傾向があると言わざるを得ないのであります。そこで問題は是非今後さういふことのないやうに、まず一戰争前の明治三十三年から戰争前までに、農業者を援助し引立つて行かなければならぬ事業であるといふことを認識になつて、強く進んでまいりますことを御希望申し上げます。

○池田宇右衛門君 本案につきましては、私は農林委員の修正並びにその他は原案に賛成いたしますのであります。農林は國民生活の基本なる食糧生産の大任を全うする役目を担ひながら、これが育成振充には余り今まで手が打た

れておらざりしは遺憾であると地方民の一部に声が起つたことは御認識の通りであります。最近に至りまして政府は種々なる政策を取入れ、農村安定化に努力されつつありますことは誠に結構な適切なことであらうと思ひます。併しながら日暮れて道遠しの感なきにしもあらず、災害復旧方面を見ますならば、復旧耕地、道具等に未だ千五百億程度の補助費を支出しなければなりません。数年後の今日に至りましてもなお残存する現今をみまするときに、我々は一層これを痛感するものであります。農民が災害に遭つて収益をなくし、農産物、養蚕、鶏並びに畜産等に対しては、当然これが補償金を速かに支拂ひ、再起に役立てると同時にその災害を少なくするのが今日に処する適切な措置であると思ひます。共済基金は政府において少なくとも三分の二ぐらゐは支出して、民間の出資は三分の一度程度にとどめるのが、適切であると考えておりました。併し本案を提出した以上は今後の民間拂込については修正の趣旨を十分に体して、期間において農家に無理を強要するようなことなきように十分に監督をなすと同時に、基金の増額等は政府において農民の災害に對し、復旧再建できるように速かにいたすよう強く要望いたしまして本案に賛成する次第であります。

○飯島連次郎君 私共農林共済基金法案は只今の修正を加えて原案に賛成をするものであります。この際一言意見を述べたいと思つております。それは去る五月二十日の農林委員会において、私は建物共済をめぐつて見られる同じ農民陣営の、而も同じ農家を組合員とする農林協同組合と農林共済組合との両者の確執は、只今の農家の痛ましい不幸として農村を憂う者の齊しき憂慮しておるところでありますので、かような事態の拾収に對して政府の善処かたを要望して、その結果をできれば本三法案の審議中に当委員会に報告を求めておいたのであります。この点は御承知のことと考へるものであります。併し去る六月四日の農林委員会、廣川農林大臣から、農林省の役人は誠実に事に當つてゐるが、外部から二つの大きな力が加つて來てゐるので、この去就に実は困つてゐる、その調整は私が行くこととしたと、こゝういふ極めて含みのある発言がありましたので、私は実はそれ以上の追求を差控えて今日に及んだのであります。併し窺ひ知るところによりますと、未だ我々の憂うる問題については解決の曙光が認められておらないやうでありますので、この際廣川農林大臣並びに農林省當局は速かに事態の拾収に善処せられて、でき得べくんばその結果をなるべく速かなる機会に当委員会に報告せられるように重ねて要望を申し上げておきます。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もないやうでありますから、これより採決を行いたいと思ひます。先ず討論中にありました島村委員の發言にかかわる修正案を議題に供します。島村君提出の修正案に賛成のかたの御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(羽生三七君) 総員起立でございます。従つて島村君提出の修正案は議決せられました。

次に只今決定しました島村君の修正案

〔農林災害補償法臨時特例法案外一件〕

多数意見者署名

西山 龜七 加賀 操
山崎 恒 岡村文四郎
池田宇右衛門 滝井治三郎
北村 一男 白波瀬米吉
宮本 邦彦 飯島連次郎
片柳 眞吉 島村 軍次
三浦 辰雄 駒井 藤平

〔農林災害補償法臨時特例法案外一件〕

池田宇右衛門 滝井治三郎
北村 一男 白波瀬米吉
宮本 邦彦 飯島連次郎
片柳 眞吉 島村 軍次
三浦 辰雄 駒井 藤平

○委員長(羽生三七君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会